

## 都市域の緑地環境の保全に関する研究（VI）

### — 72市区における樹木保存施策の状況 —

福岡市緑地課 真隅 潔・上田 貴裕  
 九州環境管理協会 古賀 照久  
 九大農学部 薛 孝夫・古野 浩子

#### 1. はじめに

都市域の緑地環境の保全に関する検討の一環として、都市緑地の最小単位として単木の保存樹に着目し、福岡市を対象として調査を進めている。これまで、都市の中で大木を維持管理していく際の問題点を、所有者の立場および行政の立場から検討すると共に、保存樹周辺住民の意識や評価を探るための調査を行ってきた。

これらを通して、保存樹の指定・解除の基準やシステム、保存樹の維持管理の手法、所有者への助成の方法、所有者と周辺住民との関係など多くの局面で、現行の「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」や既存の助成制度だけでは解決しにくい課題があり、今後は都市の現状に応じた法規の運用や要綱の整備などを検討していく必要があると思われた。

その検討材料の一つとして、主要都市における保存樹の状況についてアンケート調査を実施したので、その概要を報告し、所有者への助成・支援のあり方の面から検討を加える。

#### 2. 調査方法

調査は、アンケート票を自治体の担当部局に発送して回答を依頼する方法で行った。調査対象は、政令指定都市9(8)、県庁所在都市36(23)、東京都区23(21)、保存樹を100本以上もつ都市6(5)、その他の人団の多い都市21(14)である。( )内は有効回答数で、回答総数71、回収率は75%であった。これに福岡市を加えた72市区(以下、区を含む場合も便宜上都市という)について集計した。

#### 3. 調査結果

アンケートの集計結果を用いて、若干の観点から都市域の樹木保存制度の概況を記す。

##### (1) 樹木の保存制度について

保存樹の指定には法律に基づくもの、独自に制定し

た条例によるものがあり、これらを併用する都市もある。法を用いる都市13、条例を用いる都市56、併用3であり、条例による都市が多い。独自の条例を制定した理由は、①樹木だけでなく他の樹林や景観なども含めた総合的な条例の中で対処するため、②都市の事情にあった保存制度とするため、の2つが多い。

指定本数は3本から2,029本と、まちまちである。

##### (2) 日常的な維持管理と補助金について

保存樹の落葉清掃等の日常的な管理は、全ての都市で所有者自身が行っている。個人の作業能力を越える剪定や病虫害駆除については、場合により行政あるいは関係団体が作業を代行(直営と行政からの業者委託)している都市が全体のおよそ3割、22都市ある。また、行政が作業を代行しない場合でも、作業に要した費用の1/2程度を助成する都市が7あり、合わせると約4割が管理作業に対して何等かの支援をしている。作業に対して援助を行っている自治体の中には、板橋区1,344本、練馬区1,080本など多数の保存樹を指定しているものがあり、注目される。

補助金の交付はほとんどの都市で行われており、定額を定期的に交付する方法と実際の作業に要した費用の一定割合を交付する方法の2つに大別できる。定額補助の額は、1本あたり年間3,000本～10,000円が多く、半数以上の都市で2本目からは1本目より少ない額としている。また上限額を設定している都市も多い。

補助金は行政が直接支払う場合のほか、(財)岐阜市公園協会、(財)松山市緑地基金のように関係団体から支払われている都市もある。

日常の管理への支援の一つとして肥料や薬剤などの管理資材を支給するという形があり、仙台市(138本)、沼津市(151本)、四日市市(31本)で適用されている。

また、新宿区(1,089本)では樹木の所有権を区が譲り受け、その後の管理を全面的に区が行う制度がある。

注目されるものとして、足立区(505本)の保存樹所有者で組織されている自主団体「足立区の保存樹を守

る会」がある。これには全所有者の97%が加入しており、PRパンフレットの作成や樹勢回復工事、保存樹の保全についての情報収集などが行われ、所有者相互や行政との連携を深めている。

### (3) 衰弱した樹木の保護対策について

衰弱木の保護対策については、処置治療の内容に幅があるが、行政が作業を行っているところが12都市、費用の一部を助成しているところが6都市、また資材を支給しているところが4都市と、行政が作業に対し援助を行っているところが合わせて22都市ある。

また、平成2年に樹木医制度が発足したこともあり、定期的あるいは同時に専門家等による樹勢調査を行い、枯損防止に努めているところが13都市みられる。

さらに、練馬区(1,080本)・盛岡市(56本)・熊本市(632本)では、樹勢調査と治療作業の援助が一連のものとして制度化されている。

現在、保護対策を検討中というところが、この他に8都市ある。

### (4) 災害時の対応について

台風後の倒木、折れ枝等の処理などについては、処理業者を紹介する程度にとどまっているところが39都市、約半数と多いが、道路への障害など二次的事故の発生が懸念される場合に限り緊急的な処置をしているところが10都市、全て行政が代行して処理するところが12都市、処理費の一部を助成するところが3都市など、行政が処理について援助を行うところが多い。

大田区(356本)では、日頃から台風等で被害を受けるおそれのある大枝についてのみ、早めに剪定するよう指導を行うと共に、費用の1/2(限度額50万円)を援助している。

第三者に対する損害賠償保険に加入しているところが25都市もあり注目に値する。また、検討中あるいは予算要求中のところが12都市で、両者あわせて損害保険制度の必要性を感じている都市は全体の約半数にある。1本当たりの保険料は120~1,100円程度であり、賠償限度額は対人(1人当たり)5,000万円・対物(1事故当たり)2億円・対物(1事故当たり)5,000万円が最も多い。仙台市(138本)では、第三者に対する損害賠償だけでなく、所有者自身についても保険に加入している。

## 4. 考 察

アンケート調査の結果にみられた保存樹の所有者に対する助成や支援の制度は、定額補助金の交付、作業費に応じた補助金の交付、行政による作業代行など7つに類別することができる。

前報までの調査結果から得られた知見も含めて、これらの助成・支援方法についての効果と問題点を挙げ

れば以下のとおりである。

### (1) 定額補助金の交付

所有者に対してある意味で平等な配分であり、行政の事務処理も容易である。半面、実際の管理に補助金がどの程度活用されているかが明確でなく、効果の判断が難しい。

### (2) 作業費に応じた補助金の交付

費用の面から個人では行いにくかった作業が実施しやすくなる。所有者の負担が少なく、助成の対象とする作業を樹木の状態に応じてきめ細かく指定できれば効果的な助成となる。

### (3) 行政による作業代行

個人では行いにくかった作業が可能になり、保存樹個別に必要な作業を適切に行える。所有者の金銭的負担がなくなるだけでなく、精神的な負担も少なくなる。他の助成方法に比べて予算がかかりこと、個人所有物である樹木の管理を全面的に公機関が行うことに対する抵抗感があることなどの難点もある。

### (4) 管理資材の支給

施肥や客土など、一般の所有者が省略しがちな管理を行うことができるが、保存樹だけに適正に使用されるケースだけとは限らない面がある。

### (5) 専門家による診断助言

定期的な診断で樹木の変調を早期に発見でき、保全に必要な作業内容を適正に判断できる。また所有者にとっても安心感がある。

### (6) 専門業者の紹介

必要に応じた適切な業者を紹介しても、所有者に費用負担能力がなければ作業が行われないことがある。

### (7) 損害賠償保険への加入

保存樹が台風などで他人に被害を与えた場合に所有者が負うことになる多大な弁済義務をまぬがれる。保険料を公的に負担しても、予算の割に所有者に与える安心感が大きく、効果的な支援の一つである。

## 5. おわりに

衰弱木の保護対策や保険制度の導入など、多くの自治体で新しい試みが導入されていることが分かった。限られた予算で効果的な保存樹の保全を行うためには、都市の実情にあった施策が必要である。保存樹の生物としての実態、所有者の意識、周辺住民の認識などについてもさらに検討し、今回得られた資料を参考しながら最適解を求めていきたい。なおこの報告に用いた他都市へのアンケート調査は、福岡市が財団法人九州環境管理協会に委託して実施した福岡市樹木保存計画作成業務の中で行われた。成果の一部の公表を許された福岡市および同協会の関係各位に謝意を表します。